

令和 8 年 7 月 1 日

関係各建設団体様

刈谷市総務部長

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更等について（通知）

ナフサを由来とする建設資材について、昨今の中東情勢の変化に伴って生じている供給の隔たりや流通の目詰まりの解消が課題となっています。

今般、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の隔たりや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用及び設計変更に伴って必要となる工期の柔軟な変更を、下記のとおり実施することとしたので通知します。

記

1 対象工事

刈谷市発注工事とする。

2 調達検討資材

ナフサを由来とする以下の建設資材を想定

- ・硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板、吸出し防止材、遮水シート、塗料（路面標示塗料、さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）等

3 設計変更の流れ

- （１）発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映する。

(2) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。(別紙)

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

(3) 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更(必要に応じて工期変更)の対象とする。

(4) 本運用による設計変更の内容は、刈谷市工事請負契約条項第22条(スライド条項)と併用することができる。

4 適用日

令和8年7月1日とする。

なお、令和8年8月4日以降に公告等する対象工事から、設計条件を設計図書に示す予定としている。

また、適用日に既契約の工事については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

(連絡先 契約検査課検査係 Tel 6 2 - 1 0 0 3 内線 2 2 3 2 ・ 2 2 3 3)